

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法の特徴と基本原理 ③

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

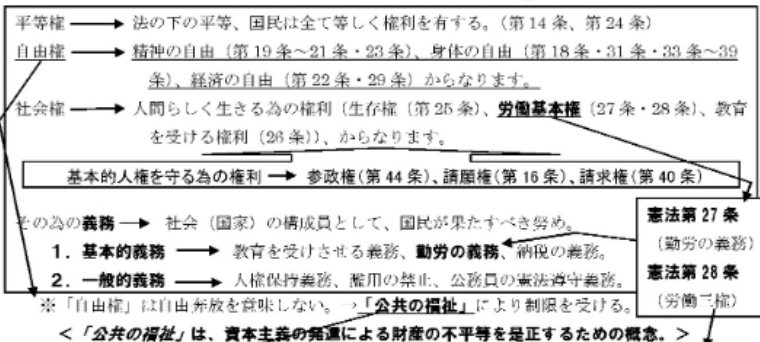
日本国憲法

日本国憲法の特徴と基本原理 ③

(3) 基本的人権の尊重

日本国家の理念として、基本的人権の尊重（人間尊重【個人の尊重】）が、日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」として規定されています。

日本国憲法が規定する「基本的人権」



基本的人権の性質

基本的人権は、①固有性、②不可侵性、③普遍性、を持っている。このような性質を「**自然権的権利**」と言い、「人間が生まれながらにして持つ権利で、国家権力であっても侵すことができない」ものとして保障されている。

人権の基本・土台となるのが「個人の尊重」

個人の尊重とは、①全体主義を否定します。（全体主義とは個人よりも全体の優位を主張するもの）。②個人の自由を尊重する。③支えが必要な弱者にあっても人間として尊重される。この三つが原理。したがって、人間尊重は個々の**人間を自立的な人格**として平等に尊重しようとする点で、エゴイズムや全体主義を否定します。

公共の福祉とは

自由の追求は強者のみの自由にしかならない。フランス人権宣言「人権とは、他人を害しない、全てをなし得る権利である」と言っています。人権を制約できる根拠は「人を害してはいけない」という、その1点だけ。「**人権と人権が衝突するときに調整する**」これが公共の福祉です。

民主主義が成り立つ基礎

固有性とは、「人権は憲法や天皇から恩恵的に与えられるものではなく、人間であることにより当然に有するとされる権利。これを人権の固有性と呼ぶ。このような考え方の淵源はアメリカ独立宣言に求められる。
不可侵性とは、人権が不可侵であるということは、人権が原則として公権力によって侵されないことを意味する。
普遍性とは、人権は、人種、性、身分などの区別に関係なく、人間であることに基づいて当然に享有できる権利である。

労働三法

労働基準法
<労働条件の最低基準>
労働組合法
<団結権・団体交渉権・団体行動権>
労働関係調整法
労使関係のトラブル調整

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🗺️ サイトマップ 📄 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.